

第3回検討分科会（拡大）10月31日後の意見具申に向けた起草作業の工程

- 10月31日** 第3回検討分科会（拡大）
- ・意見具申に向けた論点の整理
- 11月21日** 起草委員会（第3回）
- ・10月31日の検討分科会（拡大）において起草委員以外の委員から意見を頂くことを今回の開催の趣旨とするとの検討分科会長の発言を踏まえて頂戴した検討分科会での議論を吟味するとともに骨格案について議論
 - ・次回の起草委員会は起草を行う7名の委員及び分科会長、事務局（担当部長、担当課長、課長代理、主任）により作業を行うこととすることを指示するとともに、その作業のため各委員に具体的な作業を依頼することも併せて説明
- 11月28日** 骨子案の文章化
- ・11月意見具申案の本文について骨子の文章化に当たり、分科会長から11月21日で指名した7名の起草委員に対してそれぞれの臨時委員としての専門分野にそって執筆を依頼（7名の委員の作業着手）（12月12日〆切）
 - ・分科会長と事務局で従来の議論を改めて総点検するとともに文章化の作業を開始。分科会長は年末年始にそれらを完成させ、吟味を行う。
- ☆これより7名の起草委員は作業に着手し、分科会長・事務局と7名の起草委員の両方の作業を並行して進める。
- 12月6～22日** ・7名から拝受した依頼項目及び追加された起草文書を踏まえ12月より開始した意見具申草案に組み入れる作業を1月14日前までに行う。それを踏まえて1月14日開催の7名の起草委員と分科会長、審議会事務局との起草委員会で行い、内容の確認及びディスカッションを行うこととする。
- 1月14日** 起草委員会（第4回）
- ・意見具申の作成、内容確認、取り組み内容、記載方法について議論
- 1月15日以降2月6日まで**
- ・意見を踏まえて意見具申案を更新し、分科会長により全体調整作業を行う。
- 2月10日** 第4回検討分科会（拡大2）
- ・意見具申案の説明と審議